

水 振 号 外

平成30年11月13日

遊漁船業者 各位

宮城県農林水産部水産業振興課長

(公 印 省 略)

遊漁船業の実施に関する規程（業務規程）例の一部改正について（通知）

このことについて、平成30年10月22日付け30水管第1641号で別紙写しのとおり水産庁長官から通知がありました。

つきましては、遊漁船業者の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第11条第1項の規定により業務規程を変更の上、下記により当部水産業振興課宛て届出願います。

記

1 一部改正の概要

運輸安全委員会から水産庁に対し発出された「遊漁船及び瀬渡船における落水した釣り客の救助に関する意見」（平成30年2月22日付け運委参第286号）を踏まえて、仮に落水者が発生した場合でも生存率が高められるよう、平成30年10月22日付けで、次に掲げる事項を反映した内容へと業務規程例の改正が行われました。

- (1) 利用者に対し、救命浮環及びはしご等の保管場所及び使用方法を周知すること。
- (2) 落水者の船上への引揚げを補助するはしご等を船内に備えること。
- (3) 落水者の発生を想定した定期的な訓練を行うこと。

2 必要となる手続き

業務規程変更届出書（第2章及び別表8の変更）の提出

※ 業務規程例の改正した部分（第2章及び別表8）を「業務規程変更届出書」に添付の上、当部水産業振興課宛て届出願います。

※ 作成に当たっては、別添の記入例を参考願います。

3 遊漁船業者の登録に関する宮城県ウェブサイト

業務規程例の様式については、下記のウェブサイトから取得可能となっています。

〈アドレス〉 <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suishin/yugyosen.html>

宮城県仙台市青葉区本町3丁目
8番1号 行政庁舎12階
宮城県農林水産部 水産業振興課
漁業調整班 関 谷
電話：022（211）2932
FAX：022（211）2939